

株券等に関する業務規程の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程（平成14年6月17日）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（預託前株券等の取扱い）</p> <p>第41条 機構は、機構の行う保管振替業において取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、準備株券（効力発生日以後株券として発行される予定のもので、会社法第216条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。）及び株券（以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。）のうち、次に掲げるものを取り扱う。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 金融商品取引所に上場が予定される株券につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う売出し（同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。）に係る<u>預託前株券等</u></p> <p>（3） 金融商品取引所に上場されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集と併せて行う売出しに係る<u>預託前株券等</u>につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る<u>預託前株券等</u></p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（預託前株券等の保管に関する取扱い）</p> <p>第42条 機構は、前条第1項各号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等を、上場日の3営業日前の日に会社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。）から一括して受領し、<u>参加者のために保管する。ただし、会社</u></p>	<p>（預託前株券等の取扱い）</p> <p>第41条 機構は、機構の行う保管振替業において取り扱う予定の株券の円滑な流通に資するため、準備株券（効力発生日以後株券として発行される予定のもので、会社法第216条に規定する事項を記載したものをいう。以下同じ。）及び株券（以下これらの準備株券及び株券を併せて「預託前株券等」という。）のうち、次に掲げるものを取り扱う。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 金融商品取引所に上場が予定される株券につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う売出し（同法第2条第4項に規定する「有価証券の売出し」をいう。以下同じ。）に係る<u>株券</u></p> <p>（3） 金融商品取引所に上場されている株券の発行者が行う募集に係る準備株券及び当該募集と併せて行う売出しに係る<u>株券</u>につき、金融商品取引法第5条に基づく有価証券届出書による届出が同法第8条第1項によりその効力を生じた後、会社が上場日の前に行う募集に係る準備株券及び売出しに係る<u>株券</u></p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（預託前株券等の保管に関する取扱い）</p> <p>第42条 機構は、前条第1項各号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等を、上場日の3営業日前の日に会社（株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この目において同じ。）から一括して受領し、保管する。ただし、会社が前条第1項第</p>

新	旧
<p>が前条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りではない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>3号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する預託前株券等につき、機構に預入れをしない旨の申出をした場合は、この限りではない。</p> <p>2 （略）</p>

## 2. 附 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

以 上